(別紙1)

鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食材料調達業務委託契約書

鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食実施委員会(以下「甲」という。)と、○○会社 ○○○○(以下「乙」という。)とは、鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮の給食材料調達 業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

(信義則)

第1条 甲及び乙は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 甲は、鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食業務に必要な給食材料を調達する業務を乙に委託する。

(委託期間)

第3条 前条の業務を委託する期間は令和元年8月1日から令和4年7月31日までとする。

(委託費)

- 第4条 甲は委託業務に要する経費として、給食の供給を受けた者1人1日につき983 円(消費税込み)を乙に支払うものとし、主食226円(米560g相当)、副食757円 とする。
- 2 乙は上記の経費を毎月給食供給実績により算定し、翌月の5日までに書面をもって甲 に請求するものとする。
- 3 甲は前項により提出された請求書を審査して適正と認められる場合は、その請求書を 受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。
- 4 朝・昼・夕の内訳の目安は次のとおりとする。

朝食217円(主食56円 副食161円)

昼食383円(主食85円 副食298円)

夕食383円(主食85円 副食298円)

(給食材料の調達)

第5条 乙は、給食材料の調達にあたっては、新鮮な食材を調達することを旨とすると共 に倉吉農業高等学校で生産された食材を可能な限り使用するものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金はこれを免除する。

(再委託の禁止)

第7条 乙は委託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請負わせてはならない。

(権利業務の譲渡の禁止)

第8条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(委託業務実施の責任)

第9条 委託業務を実施するための商行為等はすべて乙の責任と名義において行うものと し、甲はそれらの行為について第三者に責任を負わないものとする。

(報告義務)

第10条 乙は委託業務の実施について、給食の供給に支障が生ずるような事故等が発生 したときは、ただちにその状況を甲に報告しなければならない。

(検査)

- 第11条 甲は乙に対して委託業務の実施について必要な報告を求め、又は関係書類等を審査することができる。
- 2 甲は前項の報告又は検査の結果に基づき乙に対して必要な措置を指示することができる。

(甲の解除権)

- 第12条 甲は乙が次の各号の一に該当する場合はこの契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約に違反したとき、又は乙に不正行為があったとき。
 - (2) 正当な理由がなく乙が甲の指示に従わないとき。
 - (3) 乙がこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がなく契約期間内に乙が契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 鳥取県立倉吉農業高等学校長と乙との間で締結されている鳥取県立倉吉農業高等 学校給食業務委託契約が解除されたとき。

(乙の解除権)

- 第13条 乙は甲が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 甲がこの契約に違反したとき。
 - (2) 甲がこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由がなく契約期間内に甲が契約の解除を申し出たとき。

(雑則)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈について疑義が生じたときは、 甲乙協議して定める。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上各自その1通 を保有する。

令和元年 月 日

甲 鳥取県倉吉市大谷166 鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食実施委員会 会 長 ○○ ○○